

消防予第 306 号
令和 5 年 5 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 48 号。以下「改正省令」という。）、畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 6 号。以下「改正告示 6 号」という。）、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第 7 号。以下「7 号告示」という。）、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 8 号。以下「改正告示 8 号」という。）及び配電盤及び分電盤の基準の一部を改正する件（令和 5 年消防庁告示第 9 号。以下「改正告示 9 号」という。）が令和 5 年 5 月 31 日に公布されました。

今回の改正は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）に定める畜舎等に係る特例基準に関して、「規制改革推進に関する中間答申」（令和 4 年 12 月 22 日規制改革推進会議決定）を踏まえ「畜舎における消防用設備等の特例基準のあり方に関する検討部会」（部会長：関澤愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）において検討を行い、その結果を踏まえ、見直しを行うものです。

また、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号。以下「対象火気省令」という。）に定める蓄電池設備に係る基準に関して、「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」（部会長：小林恭一東京理科大

学総合研究院教授)における検討結果を踏まえ、見直しを行うものです。さらに、固体燃料を使用した火気設備の離隔距離に関して、「火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会」(部会長：松島均日本大学生産工学部特任教授)における検討結果を踏まえ見直しを行うほか、配電盤及び分電盤の基準に関して所要の見直しを行うものです。

また、対象火気省令の一部改正に伴い、〇〇市(町・村)火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)についても、別紙のとおり所要の改正を行いました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 畜舎等に係る特例基準の見直しに関する事項

1 畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設の追加について

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設について、現行の畜舎、堆肥舎及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設)に加え、貯水施設及び水質浄化施設、保管庫(防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの以外のものを保管しないものに限る。以下同じ。)、排水処理施設、発酵槽等を追加したこと。なお、追加される施設についても、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設と同様に、①防火上及び避難上支障がないこと、②周囲の状況から延焼防止上支障がないこと、等の要件を満たすことが必要としたこと(改正省令による改正後の規則(以下「新規則」という。)第32条の3第1項及び第2項関係)。

2 保管庫の用に供する部分の床面積の合計が3,000m²を超えるものに係る消防用設備等の特例基準について

畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象となる施設のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が3,000m²を超えるものについては、火災初期の段階を過ぎた場合の火災拡大の危険性や消火の困難性に鑑み、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準では設置を不要としている屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備を、原則どおり設置することとしたこと。また、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準で認めている消防用水の特例(設置が必要となる面積の緩和、二以上の部分が渡り廊下等で接続されている場

合の設置基準の緩和)を適用しないこととしたこと。なお、貯水施設及び水質浄化施設、排水処理施設、発酵槽等については、現行の畜舎等に係る消防用設備等の特例基準と同じ基準を適用することとしたこと(新規則第32条の3第3項から第6項まで関係)。

3 畜舎等に係る基準の特例の細目の一部改正について

新規則において、畜舎等に係る消防用設備等の特例基準の対象施設となる保管庫に保管することのできる「防火上支障がない物資及び車両」について新たに規定するほか、所要の規定の整理を行うこととしたこと(改正告示6号による改正後の畜舎等に係る基準の特例の細目(令和4年消防庁告示第2号)第2関係)。

第二 蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項

1 対象火気省令において規制する蓄電池設備の見直しについて

現行の対象火気省令においては、4,800アンペアアワー・セル未満の蓄電池設備を規制の対象から除いているが、今回、規制の対象となる蓄電池設備を、電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際に一般的に用いられている蓄電池容量(キロワット時)を用いて区分することとし、蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを規制の対象から除くこととしたこと(改正省令による改正後の対象火気省令(以下「新対象火気省令」という。)第3条第17号関係)。

2 耐酸性の床上等に設けなければならない蓄電池設備の見直しについて

開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととしたこと(新対象火気省令第12条第8号関係)。

3 雨水等の浸入防止措置の見直しについて

屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収められたものとするればよいこととしたこと(新対象火気省令第14条第5号関係)。

4 建築物からの離隔距離の見直しについて

屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から3メートル

以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、当該要件に、新たに、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加することとしたこと（新対象火気省令第16条第4号関係）。

5 蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準について

対象火気省令上の規制の対象外となる蓄電池容量10キロワット時を超え20キロワット時以下の蓄電池設備であって出火防止措置が講じられた蓄電池設備を定めることとしたこと（7号告示第2関係）。

また、建築物からの離隔距離を取らなくてもよいこととする延焼防止措置が講じられた蓄電池設備を定めることとしたこと（7号告示第3関係）。

第三 固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しに関する事項

1 厨房設備の離隔距離について

対象火気設備等の離隔距離を定めている対象火気省令別表第1に、新たに、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めることとしたこと（新対象火気省令別表第1関係）。

2 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部改正について

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離を決定するための試験方法の特例として、固体燃料を使用するものや火災予防上安全性が高い構造のものの特例を追加することとしたこと（改正告示8号による改正後の対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）第5及び第6関係）。

第四 第一種配電盤等の配線用機器等に係る耐熱基準の見直しに関する事項

屋内消火栓設備の低圧式の非常電源専用受電設備の第一種配電盤等について、キャビネットが一定の基準を満たしていることを条件に配線用機器等の耐熱基準を緩和するほか、所要の規定の整理を行うこととしたこと（改正告示9号による改正後の配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）第3から第5まで関係）。

第五 施行期日等に関する事項

1 施行期日について

改正省令のうち規則の一部改正、改正告示6号、改正告示8号及び改正告

示 9 号については公布の日、改正省令のうち対象火気省令の一部改正及び 7 号告示については令和 6 年 1 月 1 日から施行することとしたこと（改正省令附則第 1 項、改正告示 6 号附則、7 号告示附則、改正告示 8 号附則及び改正告示 9 号附則関係）。

2 経過措置について

新対象火気省令第 3 条第 17 号に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、改正省令第 2 条の規定の施行の際現に設置されているもの及び同条の規定の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので、新対象火気省令第 2 章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないこととしたこと（改正省令附則第 2 項）。

第六 火災予防条例（例）の一部改正に関する事項

1 対象火気省令の一部改正に伴う改正等について

対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例（例）についても第二 1 から 4 まで及び第三 1 と同様の改正を行うこととしたこと（第 11 条の 2、第 13 条及び別表第 3 関係）。

また、キュービクル式以外の蓄電池設備等についても建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととしたこと（第 11 条関係）。

そのほか、火を使用する設備等の届出の対象から、蓄電池容量が 20 キロワット時以下の蓄電池設備を除くこととしたこと（第 44 条関係）。

2 施行期日等について

(1) 施行期日について

令和 6 年 1 月 1 日から施行することとしたこと（附則第 1 項関係）。

(2) 経過措置について

第五 2 と同様の経過措置のほか、第 11 条第 1 項第 3 号の 2 等の改正に伴う所要の経過措置を設けることとしたこと（附則第 2 項から第 4 項まで関係）。

〇〇市(町・村)火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○ 火災予防条例(例) (昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(変電設備)</p> <p>第十一条 屋内に設ける変電設備(全出力二十キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>三の二 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>三の三 十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第十一条の二 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ―(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの)を用いて充電する設備(全出力二十キロワット以下)を用いて充電する設備(全出力二十キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第十一条 屋内に設ける変電設備(全出力二十キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>三の二 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>三の三 十 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第十一条の二 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ―(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの)を用いて充電する設備(全出力二十キロワット以下)を用いて充電する設備(全出力二十キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有</p>

する設備本体及び充電ポスト（コネクタ）及び充電用ケーブルを
収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同
じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、
充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に
掲げる基準によらなければならない。

一～三 （略）

四 その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

五～十九 （略）

2 （略）

（蓄電池設備）

第十三条 蓄電池設備（蓄電池容量が十キロワット時以下のも
及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のも
のであつて蓄電池設備の防火防止措置及び延焼防止措置に関する
基準（令和五年消防庁告示第七号）第二に定めるものを除く。以
下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損し
ない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用い
たものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けな
ければならない。

2 （略）

3 第一項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上
及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の防火防止
措置及び延焼防止措置に関する基準第三に定めるもの並びに消防

する設備本体及び充電ポスト（コネクタ）及び充電用ケーブルを
収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同
じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、
充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に
掲げる基準によらなければならない。

一～三 （略）

四 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

五～十九 （略）

2 （略）

（蓄電池設備）

第十三条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計
が四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同
じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設
けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は
台上にあつては、耐酸性の床又は台としなければならない。

2 （略）

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じた
キュービクル式のものとしなければならない。

長（消防署長）が火災予防上支障がないと認める構造を有するキ
ュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から三メートル以上の距離を保たなければならぬ。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十条第四号、第十一条第一項第三号の二、第五号、第六号及び第九号並びに第十一条の二第一項第四号の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならぬ。

一 十二 （略）

十三 蓄電池設備（蓄電池容量が二十キロワット時以下のものを除く。）

十四・十五 （略）

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第十条第四号、第十一条第一項第三号の二、第五号、第六号及び第九号並びに第二項並びに本条第一項の規定を準用する。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第四十四条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長（消防署長）に届け出なければならぬ。

一 十二 （略）

十三 蓄電池設備

十四・十五 （略）

下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第十一条第三号の二（新条例第八条の三第一項及び第三項、第十一条第三項、第十二条第二項及び第三項並びに第十三条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第十三条第一項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第十三条第一項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第十三条第一項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

○総務省令第四十八号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条第一項及び第二項並びに第三十一条第二項第一号の規定に基づき、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

総務大臣 松本 剛明

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(畜舎等に係る基準の特例)

第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。以下同じ。))及び次項各号に掲げる畜舎に付随する施設(畜舎の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該畜舎と一体的に利用する施設であつて、その管理について権原を有する者が当該畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。)をいう。以下同じ。)とする。

〔一・二 略〕

2 畜舎に付随する施設とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

一 搾乳施設

二 集乳施設

三 貯水施設及び水質浄化施設

四 保管庫(防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの以外のものを保管しないものに限る。以下同じ。)

五 堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設。次号及び第七号に掲げるものを除く。)

六 排水処理施設

七 発酵槽

八 前各号(第四号を除く。)に掲げる施設に類する施設(延べ面積が三千平方メートル以下のものに限る。)

3 第一項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 第一項の畜舎等のうち、保管庫の用に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの(令第十条、令第十一条、令第十三条から令第十九条まで、令第二十一条から令第二十二條まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第三章第三節第二款から第六款までの規定

二 第一項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分(畜産経営に関する執務又は作業(軽微なものに限る。))その他これらに類する目的のための使用に供する部分及び保管庫の用に供する部分(次号において同じ。))の床面積の合計が千平方メートル以上(無窓階にあつては、三百平方メートル以上)のもの(前号に掲げるものを除く。)(令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二條まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第三章第三節第二款から第六款までの規定

三 第一項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(無窓階にあつては、二十人以上)のもの(前二号に掲げるものを除く。)(令第十条、令第十三条か

(畜舎等に係る基準の特例)

第三十二条の三 令第三十一条第二項第一号の総務省令で定める防火対象物は、次の各号に掲げる要件を満たす畜舎等(畜舎(家畜の飼養の用に供する施設をいう。))、堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。))及び関連施設(搾乳施設及び畜舎に付随する集乳施設であつて、その管理について権原を有する者が畜舎の管理について権原を有する者と同一であるものに限る。)をいう。以下同じ。)とする。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

2 前項の畜舎等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定は、適用しない。

〔新設〕

一 前項の畜舎等のうち、畜産経営に関する執務又は飼料、敷料若しくは農業用機械の保管その他これらに類する目的のための使用に供する部分(次号において「畜産経営の用に供する部分」という。))の床面積の合計が千平方メートル以上(無窓階(令第十条第一項第五号に規定する無窓階をいう。以下同じ。))にあつては、三百平方メートル以上)のもの(令第十条、令第十三条から令第十八条まで、令第二十一条から令第二十二條まで、令第二十六条(無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。))及び令第二十七条を除く令第三章第三節第二款から第六款までの規定

二 前項の畜舎等のうち、畜産経営の用に供する部分の収容人員の合計が五十人以上(第五条の三に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階にあつては、二十人以上)のも

<p>ら令第十八条まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十四條、令第二十六條（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定</p> <p>四 第一項の畜舎等のうち、前三号に掲げるもの以外のもの 令第十条、令第十三條から令第十八條まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十六條（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定</p>	<p>の（前号に掲げるものを除く。） 令第十条、令第十三條から令第十八條まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十四條、令第二十六條（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定</p> <p>三 前項の畜舎等のうち、前二号に掲げるもの以外のもの 令第十条、令第十三條から令第十八條まで、令第二十一条の二、令第二十二條、令第二十六條（無窓階以外の階にあつては、同条第一項第四号を除く。）及び令第二十七條を除く令第二章第三節第二款から第六款までの規定</p>
<p>4 前項第二号から第四号までの畜舎等に対する令第二十七條第一項第一号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「準耐火建築物」とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれが少ないものとして消防庁長官が定める構造を有する建築物」とする。</p>	<p>3 第一項の畜舎等に対する令第二十七條第一項第一号及び第二項並びに第六條第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五條の二第二項第一号並びに第二十八條の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの規定の適用については、令第二十七條第一項第一号及び第二項中「準耐火建築物」とあるのは「準耐火建築物又は延焼のおそれが少ないものとして消防庁長官が定める構造を有する建築物」と、第六條第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五條の二第二項第一号並びに第二十八條の二第一項第三号ロ、第二十四條第五号二、第二十五條の二「各部分」とあるのは「各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」とする。</p>
<p>5 第三項各号の畜舎等に対する第六條第六項第一号、第二十四條第五号二、第二十五條の二第二項第一号並びに第二十八條の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの規定の適用については、これらの規定中「各部分」とあるのは「各部分（消防庁長官が定める部分を除く。）」とする。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>6 第三項第二号から第四号までの畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するときは、当該畜舎等の二以上の部分に係る令第二十七條の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとする。</p>	<p>4 第一項の畜舎等の二以上の部分が渡り廊下その他これに類する部分のみで接続されている場合において、延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準に適合するときは、当該畜舎等の二以上の部分に係る令第二十七條の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなすものとする。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正）

第二条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(対象火気設備等の種類)

第三条 令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。

〔一〇～十六 略〕

十七 蓄電池設備(蓄電池容量が十キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が十キロワット時を超え二十キロワット時以下のものであって出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを除く。以下同じ。)

〔十八～二十 略〕

(振動又は衝撃に対する構造)

第十二条 令第五条第一項第七号の規定により、対象火気設備等(建築設備を除く。)は、次の各号に定めるところにより、振動又は衝撃により、容易に転倒し、落下し、破損し、又はき裂を生じず、かつ、その配線、配管等の接続部が容易に緩まない構造としなければならない。

〔一〇～七 略〕

八 蓄電池設備(開放形鉛蓄電池を用いたものに限る。)にあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台の上に転倒しないように設けること。

〔九・十 略〕

(風道、燃料タンク等の構造)

第十四条 令第五条第一項第九号の規定により、対象火気設備等は、次の各号に定めるところにより、ほこり、雨水その他当該対象火気設備等の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが入らないようにするための措置が講じられた構造としなければならない。

〔一〇～四 略〕

五 屋外に設ける蓄電池設備にあっては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする。

〔六 略〕

七 急速充電設備にあっては、その筐体は雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする。

(その他の基準)

第十六条 令第五条第二項の規定により、第四条から前条までに規定するもののほか、対象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る条例は、次の各号に定めるところにより制定されなければならない。

〔一〇～三 略〕

四 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備、蓄電池設備及び急速充電設備(全出力五十キロワット以下のものを除く。以下この号において同じ。)のうち、屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

(対象火気設備等の種類)

第三条 〔同上〕

〔一〇～十六 同上〕

十七 蓄電池設備(四千八百アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)

〔十八～二十 同上〕

(振動又は衝撃に対する構造)

第十二条 〔同上〕

〔一〇～七 同上〕

八 蓄電池設備にあっては、その電槽は、耐酸性の床上又は台の上に転倒しないように設けること。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台にあっては、耐酸性としないことができる。

〔九・十 同上〕

(風道、燃料タンク等の構造)

第十四条 〔同上〕

〔一〇～四 同上〕

五 屋外に設ける蓄電池設備にあっては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたキュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)のものとする。

〔六 同上〕

七 急速充電設備にあっては、雨水等の浸入防止の措置が講じられたものとする。

(その他の基準)

第十六条 〔同上〕

〔一〇～三 同上〕

四 〔同上〕

<p>「イ 略」</p> <p>ロ 燃料電池発電設備、変電設備及び内燃機関を原動力とする発電設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。）のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの</p> <p>ハ 蓄電池設備のうち、延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの又は消防長若しくは消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの</p> <p>ニ・ホ 「略」</p> <p>「五〇十一 略」</p>	<p>「イ 同上」</p> <p>ロ 燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備のうち、消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの等の延焼を防止するための措置が講じられているもの</p> <p>「新設」</p> <p>ハ・ニ 「同上」</p> <p>「五〇十一 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

別表第一 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃	開放式	組入リッパにキネニグニ付	組入リッパにキネニグニ付	組入リッパにキネニグニ付	組入リッパにキネニグニ付	組入リッパにキネニグニ付	組入リッパにキネニグニ付	機体の又方隔を ・本方方後離離す。 注器上側はの距示
				型・付・ル 込るル ツンリッ ンリッ	型・付・ル 込るル ツンリッ ンリッ	型・付・ル 込るル ツンリッ ンリッ	型・付・ル 込るル ツンリッ ンリッ	型・付・ル 込るル ツンリッ ンリッ	型・付・ル 込るル ツンリッ ンリッ	
				14kW以下	14kW以下	21kW以下	14kW以下	21kW以下	14kW以下	
				100	100	100	80	100	80	
				15注	15注	15注	0	15注	0	
				15	15	15	—	15	—	
				15注	15注	15注	0	15注	0	

			付こんろ															
			据置型レ ンジ	21kW以下	80	0	—	0										
不燃以外	を燃料 炭とするもの	炭焼き 炭器	—	100	50	50	—	50	30									
不燃	を燃料 炭とするもの	炭焼き 炭器	—	80	30	—	30	—	30									
上記に分類 されないもの		使用温度が 800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200	200	—									
											使用温度が 300℃ 以上 800℃未 満のもの	—	150	100	200	100	—	100

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「新令」という。）第三条第十七号に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものうち、第二条の規定の施行の際現に設置されているもの及び同条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に設置されたもので、新令第二章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

○消防庁告示第七号

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）第三条第十七号及び第十六条第四号ハの規定に基づき、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を次のように定める。

令和五年五月三十一日

消防庁長官 前田 一浩

蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準

第一 趣旨

この告示は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「省令」という。）第三条第十七号及び第十六条第四号ハの規定に基づき、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準を定めるものとする。

第二 出火防止措置が講じられた蓄電池設備

省令第三条第十七号の消防庁長官が定めるものは、次の各号のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の出火防止措置が講じられたものであること。

一 J I S（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）C八七一五―二

二 J I S C 六三一―五―二

第三 延焼防止措置が講じられた蓄電池設備

省令第十六条第四号ハの消防庁長官が定めるものは、第二に定めるもので、かつ、次の各号のいずれかに適合するもの又はこれらと同等以上の延焼防止措置が講じられたものであること。

一 J I S C 四四一―一―一

二 J I S C 四四一―二―

三 J I S C 四四四―一―

附 則

この告示は、令和六年一月一日から施行する。